

議案第 8 5 号

令和 2 年飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例について

令和 2 年飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 7 月 1 4 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

神岡町船津地内で発生した火災による被災者支援及び周辺地域の安全確保並びに
周辺住民の安全な生活の確保のための制定

令和 2 年飛驒市神岡町船津火災対策特別措置条例

（目的）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 5 月 24 日飛驒市神岡町船津地内で発生した建物火災（以下「船津火災」という。）について、その被災規模が極めて大きいことに加え、被災者等に高齢者が多く、空家が複数存在する等の状況から、火災後の処理に大きな困難を来しているという特殊性に鑑み、市が被災者等の生活再建を支援するとともに、被災建物等周辺地域の安全確保及び機能回復を図り、もって周辺住民の安全な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建物等 船津火災によって全焼又は半焼その他これらに準ずる被害を受けた住宅、店舗、事務所、倉庫、車庫並びにこれらに附帯する構築物及び工作物その他これらに類するものをいう。
- (2) 被災者等 被災建物等を所有する者又は管理する義務を有する者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、被災者等の生活再建、被災建物等及び周辺地域の安全確保並びに周辺住民の安全な生活を確保するために必要な支援を行うものとする。

2 市は、被災者等及び被災建物等に関係する国、県及び民間事業者その他関係機関又は関係者との必要な連絡調整を行い、生活再建を目指す被災者等の負担を軽減するよう努めなければならない。

3 市は、被災者等の生活再建に必要な情報を収集するとともに被災者等へ迅速に提供するよう努めなければならない。

（生活再建等のための資金確保）

第 4 条 市は、被災建物等の解体処分その他生活再建に必要な資金が不足する被災者等への貸付のため、当該資金の貸付事業を行おうとする社会福祉法人に対し、飛驒市社会福祉法人の助成手続に関する条例（平成 16 年飛驒市条例第 112 号）に基づき、貸付の原資となる資金を助成することができる。

（被災建物等の解体処分）

第5条 市は、被災者等の求めに応じ、被災建物等の解体処分を行う事業者（以下「解体業者」という。）及び船津火災により発生した廃棄物を収集運搬する事業者（以下「収集運搬業者」という。）をあっせんするものとする。

2 市は、被災建物等の解体処分及び廃棄物の収集運搬に関し、被災者等、解体業者及び収集運搬業者の間の連絡調整を行うものとする。

3 市は、船津火災により発生した一般廃棄物の処分のために必要となる飛驒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年飛驒市条例第145号）第6条の規定に基づく一般廃棄物処理手数料及び飛驒市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例（平成16年飛驒市条例第71号）第2条の規定に基づく使用料を減額し、又は免除するものとする。

（被災建物等及び土地の購入）

第6条 市は、被災建物等周辺地域の安全確保及び市民生活の利便性向上並びにまちづくりの推進を図るために必要なときは、被災建物等の敷地（無地番地を含む。）及び解体処分が困難な被災建物等を購入することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年飛騨市神岡町船津火災対策特別措置条例（案） 要旨

1 制定の趣旨

神岡町船津地内で発生した火災による被災者支援及び周辺地域の安全確保並びに周辺住民の安全な生活の確保のための制定

2 制定の概要

令和 2 年 5 月 24 日飛騨市神岡町船津地内で発生した建物火災は、被災範囲が 10 棟以上に及ぶ、市制施行後前例のない大規模な火災となった。

被災地は、狭隘な土地の中に住宅が密集するという地形的特性から、住民個々による被災建物等の解体処分が困難であること、建築基準法上の制約から住居の原状回復が不可能であること、面的焼失により被災建物等が倒壊するおそれがあり周辺道路を閉鎖せざるを得ないことに加え、被災者等に高齢者が多いこと、被災建物等に空家が複数存在すること等、復旧するにあたって複数の課題を抱えている。

このため、今回の火災に限り、通常の支援対策に加えて、市として特別の措置を講ずることによって課題を解消し、被災者等の生活再建並びに被災建物等周辺の安全確保及び機能回復を図るとともに、周辺住民の安全な生活を確保するため、当該条例を制定するものである。

3 制定の内容

(1) 市の責務

被災者等及び周辺住民への支援並びに関係機関等との連絡調整（第 3 条関係）

(2) 市が行う具体的取組等

① 被災者等への貸付資金の確保（第 4 条関係）

② 被災建物等解体処分等を行う事業者のあっせん、一般廃棄物処理手数料等の減免（第 5 条関係）

③ 被災建物等敷地（解体困難な被災建物等を含む）の購入（第 6 条関係）

4 施行日 公布の日